

依頼検査実施要項

(目的)

- 1 学校及び学校給食調理場における衛生管理を支援するため、公益財団法人鹿児島県学校給食会(以下「学校給食会」という。)に対する依頼検査に関して、必要な事項を定める。

(検査依頼者)

- 2 検査依頼者は、学校給食関係者とする。

(検査対象品及び検査項目)

- 3 対象品は、学校給食用食器具とする。
検査項目は、洗浄度に関する残留物(でんぷん、脂肪)検査とする。

(提出書類)

- 4 検査を希望する者は、学校給食会に対して事前に別添の検査依頼書を提出するものとする。

(検査期間)

- 5 検査期間は、依頼品到着後、原則として2週間とする。ただし、他業務との兼ね合いからそれ以上の期間を要することもある。

(検査料)

- 6 検査料は原則として無料とする。

(搬送方法)

- 7 依頼品の搬送は、原則として学校給食会配送便で行う。
依頼者の都合で学校給食会配送便以外を利用する場合、搬送料は依頼者負担とする。
なお、離島における搬送料は、往路の搬送料は借用者負担とする。復路は学校給食会物資配送のコンテナ便を利用する。

(検査報告書)

- 8 結果については、検査報告書を作成し、依頼者に送付する。

(提出書類の内容変更等)

- 9 依頼書の内容に変更を生じた場合は、速やかに学校給食会に連絡の上、指示に従うものとする。
また、この要項の事項以外のことについては、学校給食会と協議の上、決定する。

附則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。